●●●●●●●●●●●●● 入　会　約　款 ●●●●●●●●●●●●●

(契約の成立)

第１条　ＮＰＯ法人電彩アート普及協会入会申込者（以下申込者という）は、申込書内の内容及び以下の条項を承諾のうえ、ＮＰＯ法人電彩アート普及協会（以下当協会という）に対して入会の申込みを行い、当協会はこれを承諾し、誠意ある役務の提供を行うことを約束します。

(諸費用の支払)

第２条　当協会は申込者に対し、当協会の定めるサービスを提供します。

２　申込者は、入会金・年会費として記載された金額を当協会の定める方法により指定する期日までに支払うこととする。

(ＮＰＯ法人電彩アート普及協会定款・規約の遵守)

第３条　当協会が定めた別紙のＮＰＯ法人電彩アート普及協会定款・規約遵守することを約束していただきます。

２　ＮＰＯ法人電彩アート普及協会規約を遵守できない場合、退会していただくことがあります。

(サービスの開始月)

第４条　本契約において、サービスの開始月は、申込書に記載した月の翌月からとします。

(契約期間)

第５条　サービスの契約期間は、１ヶ年とします。
ただし、申込者あるいは当協会から所定の申し出が無い限り、１ヶ年単位の自動延長とします。

(入会申込み後のクーリングオフ等)

第６条　申込者は、本契約書の交付の日を含め８日以内は文書によって申込みを撤回し、契約を解除することができます。

(入会申込み後の撤回又は解除の方法)

第７条　申込みの撤回は、申込者が申込みを撤回する旨を記載した書面を、当協会宛に発信した時より成立します。文書に特別な書式はありません。

(撤回又は解除後の前払い金の返還について)

第８条　前条による申込みの撤回については、手数料は不要です。申込者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された教材等を当協会に変換された場合、引取りに要する費用、提供を受けたサービスの費用その他の金銭の支払義務はありません。また、前払い金がある場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。

ただし、お渡しした教材等に名前を記入したり、その他書き込みがある場合や疵を付けたり破損等がある場合には教材等の返品をお受けできかねますので、教材費等の返還を受けることはできません。

(中途解約)

第９条　クーリングオフ期間経過後の契約解除は１年間は出来ません。

２　入会金・年会費とも返金できません。

(損害賠償)

第１０条　当協会の施設又は業務の遂行に起因して、会員等の第三者の生命、身体を害し、又は財産を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、当協会は相応の補償を行います。但し、当協会の管理下にない間に発生した事故、会員の能力又は技術が向上しないことに起因する損害、当協会内において生じた盗難及び紛失については、一切損害賠償の責めは負いません。また、当協会の管理下における会員の行為に起因する偶然な事故については、法律上の損害賠償に基づき会員及びその法定監督義務者が解決にあたるものとします。

(個人情報の保護)

第１１条　当協会においては、個人情報の保護について十分配慮しております。入会申込書の内容及びその他の個人情報は会員サービス以外に使用することはありません。

(紛争の解決)

第１２条　本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

２　本約款に定めのない事項については、民法及び訪問販売法その他の法令によるものとします。

（附記）

入会金・年会費は下記金融機関にお振り込みください。

１．郵便振替払込口座
口座記号番号：0130-0-686978
加入者名：特定非営利活動法人電彩アート普及協会

２．三菱東京ＵＦＪ銀行
支店名：新稲毛出張所
口座番号：0859659
加入者名：トクテイヒエイリカツドウホウジンデンサイアートフキュウキョウカイリジチョウヤマダミチコ

＜特約条項＞

特定非営利活動法人電彩アート普及協会
理事長　山田みち子
事務局　船橋市三山８－５－２
電話　０４７－４７９－０３３４